

令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会総則検討部会 議事録

1 日 時：令和5年8月17日（木）16時00分～17時30分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟1階 L会議室101

3 出席者：

(1) 委員

岸委員（部会長）、沖委員、児玉委員、松島委員【委員4名中4名出席】

(2) オブザーバー

矢尾板委員

(3) 事務局

【子ども未来部子ども企画課】 宮葉課長、安藤主査

4 議題等：

(1) 議題

ア 定義、目的、基本理念について

イ 責務について

ウ 周知及び啓発について

(2) その他

ア 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 各議題の内容について、部会長より説明があり、意見交換が行われた。

(2) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○安藤主査 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会総則部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども企画課主査の安藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本検討委員会は、オンラインと対面形式の同時開催で進めさせていただきます。不慣れなため、至らない点もあるかと思いますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際にお渡ししました傍聴要領の記載

事項に違反した場合は御退席いただく場合がございますので、あらかじめ御注意ください。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足などはありませんでしょうか。

なお、松島委員におかれましては、オンラインで御出席いただいております。

また、松島委員は17時頃に途中退席される予定と伺っておりますので、会場の皆様におかれましてはあらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

また、本日、オブザーバーとして矢尾板委員に御出席をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会場内の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

オンラインで御出席いただいている松島委員におかれましては、御発言の際、画面に向かって挙手していただき、指名されましたらマイクのミュートを解除してお話してください。なお、発言時以外はマイクをミュートとしていただくようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○宮葉課長 皆様、こんにちは。こども企画課長の宮葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には平素より本市のこども施策をはじめ、市政各般にわたりまして、御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。本日はお忙しいところ、夕方からの開催にも関わらずお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、総則検討部会の第1回目の会議でございますので、改めて部会の趣旨につきまして御説明させていただきます。

部会につきましては、4月に開催いたしました会議でお示した条例の骨子案の内容に関しまして、委員の皆様で議論を深めていただきまして、専門的・集中的に御審議をいただくものでございます。最終的に部会での意見を整理し、取りまとめていただくこととなりますが、それがそのまま条例検討委員会としての決定事項になるというわけではございません。各部会が検討した内容につきましては、来年1月に開催予定の検討委員会で御報告をいただきまして、委員全体で御審議をいただくような形になります。

本日も委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤主査 それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。岸部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○岸部会長 ありがとうございます。6名の傍聴の方がいらして、大変熱心な形で進めさせていただくわけですが、部会の設置目的でもある（仮称）千葉市こども基本条例に係る総則検討ということですね。まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。

○宮葉課長 こども企画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしておりますこどもの権利を規定する条例の比較、政令市の比較をした表の資料について御説明をさせていただきます。

こどもの権利に関する条例を制定している政令市につきましては、現在、5市でございます。川崎、名古屋、札幌、相模原、新潟でございます。この表につきましては、施行の年度の順に記載しております。この表にまとめさせていただいておりますのは、各市の条例のいわゆる総則に当たる部分を抜粋したものでございます。この比較表を基に、今回、本市の条例骨子案の審議に当たっての御参考としていただきたいと思いますと思ひまして、こういった表を御準備してございます。

まず、条例名それぞれがございしますが、条例名は、古い順に、川崎、名古屋、札幌、相模原、新潟という形になっております。

前文につきましては、全ての市で記載されております。

まず目的でございますけれども、川崎市におきましては、「子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることで、子どもの権利の保障を図る」というものでございます。

名古屋市におきましては、「子どもの権利及びその権利を保障のための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指す」というものでございます。

札幌市におきましては、「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進める」というものでございます。

相模原市におきましては、「子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障する」というものでございます。

新潟市におきましては、「子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与する」というものでございます。

続いて、その下の段の表でございます。こどもの表記ですけれども、全て「子ども」と表記していくこととしております。

続いて、定義でございます。まず川崎市におきましては、「市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」。

名古屋市におきましては、「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」。

札幌市におきましては、「18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者として規則で定める者」。規則につきましては、以下に記載されているとおりでございます。

相模原市におきましては、「18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者」。

新潟市におきましては、「18歳未満のすべての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」というふうに規定してございます。

その下の保護者の定義でございますけれども、川崎市におきましては、ここは現在、「親に代わる保護者」として定義したものでありまして、保護者そのものを定義したものではありませんが、その記載としては、「児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者」とされております。

名古屋市におきましては、「親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者」。

札幌市におきましては、「親及び児童福祉法に定める里親その他の親に代わり子どもを養育する者」。

相模原市におきましては、「子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者」。

新潟市におきましては、「親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法に規定する里親その他子どもを養育する者」と規定されております。

2枚目をお願いいたします。基本理念ですけれども、基本理念を掲げているのは新潟市だけとなっております。

その下、責務というところですが、市についての責務を掲げている市は全て、事業者、保護者等についても全て定められております。地域におきましては、名古屋市、相模原市で定められておりまして、札幌市におきましては、「地域における市民及び事業者の役割」として規定されております。

それから、市民の責務としては、川崎、札幌、新潟で定められております。

その他といたしまして、川崎は、「育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員」、名古屋市は、「学校関係者」、札幌市は、「育ち学ぶ施設の設置者等」、相模原市は、「施設関係者（子どもに関わる施設の関係者）」、新潟市は、「学び・育ちの施設関係者」と規定されております。

それから最後は周知啓発でございます。ここにつきましては、子どもを対象としたものを除いております。子どもを対象としたものにつきましては、意見表明権の項目の中に規定されているところが多いので、ここではまず、それ以外の方を対象とした市についてということで、川崎市については、「記念日（かわさき子どもの権利の日）」というものを定めておりまして、また、「広報、学習等への支援、市民活動への支援」などが規定されております。

名古屋市については、「広報」という形で規定されております。

札幌市も「記念日（子どもの権利の日）」、それと、「広報、学習等への支援」と規定されております。

相模原市におきましても、「記念日（子どもの権利の日）」ということで定められております。

新潟市も同様に、「記念日（子どもの権利週間・月間）」というものが定められております。それから、「周知啓発、学習及び研修の実施」なども定められております。

以上が、この総則に関連するところの各政令市の規定の状況でございます。

詳細につきましては、この赤いファイルで条例の全文を記載しておりますので、適宜、参考にしていただければと思います。

これはあくまで、他の政令市の参考でございますので、これを参考にさせていただきながら、本市の条例の骨子案につきまして、御検討をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○岸部会長 ありがとうございます。では、ただいまの説明を参考にして、意見交換をしたいと思っております。そして部会としての意見をまとめていければと思っております。

まず、こちらの資料、政令5市以外に、行田市、目黒区、多摩市のものも参考に入れてくださっております。読めば読むほどこんがらがるとい話もなきにしもあらずですが、しかし、それぞれがそれぞれの市で重要な形で準備をしてくださったものだと思いますので、参考にできればと思っています。

皆さんの御意見を聞く前に少し質問をさせていただきたいんですが、施行年度が随分前ですよ。こども基本法が定められた後に、見直しなどを各市でしているんでしょうか。

○宮葉課長 この表の施行年度のところで2段書きをしている部分が改正を行っている年なんですが、今回のこども基本法の成立を事由として見直しをしているというところは特にはないですね。今のところ、変わることはないと考えております。

○岸部会長 質問の意図は、結局、こども基本法とこの条例との関係性ですよ。それが川崎市なら川崎市で、この基本法とこの権利に関する条例の間に齟齬がなければもちろんそのまま行くのだらうと思いますけども、そういったあたりの関係性を我々はきちんと把握しておく必要があると思いますので、そのあたりも説明を加えていただいたほうがいいかなと思って発言しました。

○宮葉課長 こちらの5つの政令市につきましては、部会長がおっしゃられたように、こども基本法ができる前の権利条例でございまして、そこのよりどころというのは、いわゆる子どもの権利条約の部分がベースになっているものがほとんどだというふうに思っております。

ただ、私どもが定めようとしている千葉市こども基本条例でございまして、これについては、こども基本法が4月から施行されたということで、基本的にはこのこども基本法をベースに考えていきたいと思っております、こどもの権利の4法をもちろん含みますけれども、こども施策全体の総合的な推進というものも目的に考えておるところでございまして。

○岸部会長 ありがとうございます。そういった一つの大前提といいますか、条例ですから、憲法があって、また条約があって、それで基本法があって条例があるという、いわゆる政治構造というものをきちんと把握した上で我々はこの条例について考えていかなければいけないということに改めて確認をしておきたいと思っております。

その上で、今、御説明をいただいた、主に5市のことについて資料が用意されておりますので、それを含めて皆さんの御意見を伺えればと思っております。

松島委員はいますでしょうか。

○松島委員 はい。

○岸部会長 何か顔を出せないような事情でもあるならば、別に無理に顔を出せとは言わないけれども。

○松島委員 通信環境があまりよくないので、基本的に顔出しは避けるようにしています。

○岸部会長 顔を出しちゃうとうまく通信できないことがあるよね。

○松島委員 そうなると思うんですが、大丈夫ですか。

○岸部会長 一応、確認だけしておこうと思いましたが。無事だということで確認しましたので、後は自由にやってください。松島委員は5時までだよ。皆さんよろしければ先に松島委員にしゃべっていただこうと思っておりますが、何か御意見、御質問があればお願いします。

○松島委員 総則に関わることというところで、まずはほかの市を見たときに少し気になったところで、千葉市ではこうできないかというところで意見をお伝えさせていただければと思ったのが、

こどもの定義というところはまだまだ明確ではない部分があるかなと思います。この間、こどもの権利の保障部会でも出たんですが、全ての子どもに、全てのあなたにというような表現をしているところというのはほかの市だとかでは見られないんですね。子どもというのはそういう1人の人間だよということは伝えてくれているんですけど、それが果たして自分はそのに含まれているのかなというところがまだうまく伝わるような文章になっていないなという表現があるので、そういうところは千葉市ならではというところで、あなたも含まれるんだよというところが明確に伝わるような方向が総則で入ってくるといいのかなというところは、一番、今回のところではお伝えしたい部分かなと思っていました。

あとは、総則だと特に目的というところがすごく大事なかなと思います。この条例はどのような目的であるのかということもきちんと踏まえてちゃんと書いていけるといいのかなと思っていて、千葉市の骨子案を見ると、目的、定義、基本理念、責務、周知啓発というところに分かれていますと思うんですけど、目的というところで、今までにも多様な議論があったと思うんですけど、未来を担う全ての子どもたちがということとか、これが、未来を担う全ての子どもたちということがどういう子どもたちなのか、若者はどういうふうに反映されていくのかということところは、もうちょっと厳密にという厳密じゃないほうがいいこともあるのかもしれないんですけど、でも方向性が分かるような定義を入れていくと、つながりがうまく取れた上で目的に触れていければいいのかなと思っています。ひとまず会議前に考えたことは以上です。

○岸部会長 ありがとうございます。また適宜、必要に応じて発言してください。

それでは、児玉委員は全体会議に出てもらってなかったのでもっとあれはあるかもしれませんが、しかし自由にそのあたりは遠慮なせずに発言していただければと思います。

沖委員、どうぞ。

○沖委員 私も思ったんですけど、まず、こんなにたくさんすてきな資料を用意してくださってありがとうございます。これをぱっと読んでちょっと気になったところが、全ての子どもと言うけれども、例えば、「市内に住所を有する子どもに係るもの」、これはページ数書いてないんですけど札幌市に書いてあったり、相模原市も、救済委員のところなんですけど、助ける子どもは「市内に住所を有する子どもに関するもの」と書いてあるんですよ。

千葉市も、例えばこれから先、国籍がない子とか、戸籍に載ってない子とか、住所が別な市にあって、ちょっと避難して千葉市にいる子とか、住民票がない子どもってたくさんいると思うんです。そういう子たちも含めて、この千葉市の条例に全ての子どもと入れるのか。それはきちんと書いておかないといけないと思うんだけど、目黒区の場合、これはページ数が書いてあるので、2ページなんですけど、目的の第2条、「この条例で「子ども」とは、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます。」と言っています。ということは、目黒区に住所がなくてもいいわけです、目黒区は。千葉市も、千葉市に住んでいる子どもたちだけを助けるのか、要するに千葉市に住んでいる子を全ての子どもと呼ぶのか、この児童憲章だとかほかで決められている全ての子ども、千葉市における全ての子どもを助けるのか、支えるのか、そこはきちんと書いておかなきゃいけないなと思ったんです。まずそれがこどもの定義の部分についてです。

あともう一つ、この目的というところで比べていただいたところを見ると、「子どもの権利の

保障を図る」、それがこの条例の目的だと書いてあるところと、「子どもの権利の保障」をしつつ「支援するまちの実現を目指す」というのを目的にしているところとあるんですよ。大体この2つに分かれていて、千葉市はこの条例で何をやりたいのかというのをきちんと明確にしないとイケなくて、権利の保障を図るのか、権利の保障を図りつつ子どもを支援できるまちを実現、言っているだけじゃないですか。つまり、こどもの権利の保障を図るとするのは。でも、実現を目指すということは、言ったことを、困った子がいたらどの子どもでもあなたのことをちゃんと調べて助けたいよという具体的なことをする、宣言にするのか、ここはちゃんとっておかないとイケないんじゃないかなと思ったんですね。

あと、宮本委員長が、18歳で切るつもりはないとこれまでおっしゃっていたじゃないですか。それもここに載っているのは全部「18歳未満」と言っているから、18歳はもう入らないわけですよ。でも、確か多摩市が30歳までと言っていたと思うんですけど、ちょっと30歳までは長過ぎると思うんだけど、例えば25歳までとか、大学を卒業して3年すれば大体いわゆる常識的にいえば普通の子は食っていけるわけですよ。でも、ちょっとそれが難しいという25歳ぐらいまでは支える必要があるのかなと思うけれど、そうしたら、こども・若者という言葉に変えていかないといけないし、なので、子どもだけなのか、こども・若者なのかという基本、あと千葉市にいる全ての子どもは住民票がなくても助けるのかとか、そこまでちゃんと裾野を広げてからでないと基本ができないなと思ったんですね。

今のところ、以上なんですけど。

○岸部会長 ありがとうございます。若者の場合、これは世界基準は35歳じゃないですか。

○沖委員 そうなんですか。

○岸部会長 違いますかね。私なんか関わっている団体では、青年というのは35歳までを国際的にしていますけども。

松島委員、何か分かりますか？

○松島委員 千葉市でこの公募委員を募る際に、25歳以下を若者として求めていると書かれていると思うんですが、というところで、勝手に25歳ぐらいまでを若者と今までも認識されているのかなと考えていました。

○岸部会長 ありがとうございます。これは千葉市で何か決めましたか？

○宮葉課長 委員の募集に当たっては、おおむね25歳ぐらいというふうに言っておりますので、25歳が厳密に決まりではありません。

あと、非公式につきましては、条例骨子案の3ページのところに、参考として、千葉市子どもプランにおける表記の使い分けというところで、「こども」と言った場合には、乳児から青少年まで全般を指すと。「子ども・若者」については、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策における30歳代までの対象者を示すことがあるということで、今、39歳までというのが一応あることはあると。計画上はそういうふうな位置づけをしております。

○岸部会長 そうすると、この基本条例でも、例えばこどもあるいは若者、それをある程度定義づける必要があるということになりますかね。そのこどもプランに従ったらこういう1つの定義があるわけでしょう。既にそれにあって、千葉市としては、このこどもプランの言っている「子ども・若者」という考え方でいいというようなのが1つの基準にはなりますよね。

○宮葉課長 その「こども」、今回こども基本法でも「こども」なので、こどもプランに沿って見ると、乳児から青少年までという感じになるんですが、青少年というのほどこまでを指すのかというのは、やっぱり複数に近い部分もあると思いますので、定義の中で、こども基本法での「こども」というのが、「心身の発達の過程にある者」というふうにされています。特に年齢で区切ってはいません。これをもうちょっと詳しく表現したものが、その私どもの条例の骨子案の定義では、「新生児期、乳幼児期、学童期及び各思春期の各段階に限らず、心身の発達の過程にある者」という形で、年齢では考えないで、あくまでも「心身の発達の過程にある者」というところで、一応、基本的には考えております。

○岸部会長 児玉先生、そのあたり、心身の発達の過程という表現ですね、どうでしょうか。

○児玉委員 私が医療の関わり人として考えると、年齢ではとても、30代になっても発達段階で子どもである場合はいっぱいあり、そもそも全てというふうに定義していくのであれば、病気を抱えていたり、障害を持っている方たちとかは、18歳で切るというのは、あるいは25歳でとか、そういう切れるものではないというのは感じます。

○岸部会長 逆に言うと、そのようなことは、これはこども基本法のほうでも、「心身の発達の過程にある者」と定義づけていますね。そのあたりが曖昧さといえば曖昧さだけれども、配慮という言い方もできるのかな。

事柄が起きたときにそれをどういうふうに誰が判断するのかという課題は残ると思うけども、法の条文としては、ある配慮によってこういう表現をしているというような理解でいいのかどうかということですね。そのあたり、どうなんでしょうかね。

○児玉委員 以下にしておいたほうがいように使えるという見方もあるし、曖昧な条例かなと認められてしまうというのも、どういう方向性にするかなと思いました。

○沖委員 でも、逆に、がちり定義を固めてしまうと抜け道ができちゃうじゃないですか。なので、大枠はこう、ば一んと構えておいたほうがいいかな。この「心身の発達の過程にある者」というのが、私は37歳だけどまだ子ども、15歳の精神ですみたいな、そういう人も含めるのであれば、みんながそれを理解するのであればこっちのほうがいいですよ。ずっと助けられる。

○岸部会長 そうなんです。だから、総則部会の範疇じゃないけれども、前文あたりでそのあたりが、要するに、さっきの言葉で言うと、権利の保障だけじゃなくて、支援というような、そういうことが前提となっている規則であるということをごどこかで明記しておく、この「心身の発達の過程にある者」というのはそういう意味だということが出てくるかなと思いますよね。

ただ、逆に、これを悪用する人もいるので、そのあたりは医療のほうでも判断していただかなければいけない部分があって、どこかで出てくるかもしれないなということはちょっとありますけどもね。発達という言葉は、今非常に微妙な言葉というか、配慮が必要な言葉になってきているなというふうに、私なんか幼稚園の現場にいますから、大変微妙な言葉だなと思いつつ。でも、そういう配慮に富んだという意味ではいいかもしれないですね。

それから、先ほど未来を担うというところ、これは今はどうなんだという話も出ていました。それから、子どもというものは未来を担うというような前提だけではなくて、未来を担わないという言葉はちょっと適当な言葉じゃないけれども、未来を担えない子どもというのはいらっしゃるわけで、それは早く亡くなるお子さんいらっしゃる、あと未来を担うって一体どういうこと

なのかということですよ。そのあたりの文言の配慮ということはどうするかということは、既に全体の委員会でも出ていた言葉ですね。だから、何かよい言葉が見つければいいなというのは私も思っています。

そのほかのことで何かありますでしょうか。今日は目的だけではなくて、総則の部分で、定義とか、いろんなことが、今、「心身の発達過程にある者」ということについての定義が出てまいりましたけれども、基本理念なども非常に重要なことですので、意見を交換できればと思いますが、いかがでしょうか。

○**沖委員** いただいたこの資料の中で相模原市がすごく読みやすかったです。相模原市の定義の書き方が何でも当てはまるように書かれているように読めるんですね。例えば、保護者について定義しているところはあまりなかったんですけど、「この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者」、養育者という言葉はないんですけど、こう書かれていて、あともう一つ、ほかのところは結構ややこしく書いてあったのが3番の子どもに関わる施設の定義だったんですけど、ここには、「市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち学び又は活動をするために利用する施設をいいます。」、これもすごく幅広な書き方をしているもので、この書き方すごくいいなと思ったんですよ。子どもが育って学んで活動をするために利用する施設、だから、例えばきぼ一とかだって、子どもに関わる施設になるし、いろんな遊び場、プレーパークもそうだし、こういう書き方はすごくいいなと思ったんですね。

4番もそう。施設関係者、子どもに関わる施設の関係者、子どもに関わる施設の関係者だからほぼ含まれるじゃないですか。だから、岸さんももちろんそうだし、すごくこの幅を持たせた書き方というのがうまいなと思ったんですよ。

千葉市も定義や目的にこんなように書けたらとてもいいんじゃないかと思ったんですよ。いかがでしょうか。

○**岸部会長** なるほどね。これは参考になりますね。ありがとうございます。定義ですね。

○**沖委員** そうです。

○**岸部会長** 千葉市の骨子案では「この条例において「子ども」とは」という、たった2行なんですけど、保護者とかそういうことについてはここでは触れてないですね。

これで見れば、相模原を参考にするとすれば、そういった保護者とか子どもに関わる施設とか、そういった部分も定義づけがあったほうがいいんじゃないかと、そういうような御意見ですよ。

○**沖委員** 書き方も。

○**岸部会長** 書き方も含めてですね。

それからさっき、話を戻しますけれども、全ての子どもの定義ですね、住民票がある者なのか、その他以外の者も含むのかという話ですね。無戸籍のお子さん、難民とかそういった者をどうとらえていくかということですかね。これはすごく重要なことで、難民の話になっていくとまた別の法律との関わりが出てきちゃうから、ちょっとなかなか言いづらくけれども、子どもの権利ということを考えると非常に必要な事柄になってくるかもしれないですね。そのあたりのことをあまり広げた場合に受け止めてもらえるかどうかということもどこかで考えなければいけないですよ。つまり、千葉市の税金で賄われるものに対して、住民票のないお子さんをどこまで広げられるかということですよ。一方で、そういう意見も多分出てくると思うので、そのあたりを説

得力のある文言というか、視点を我々が持つておかないといけないと思いますね。

○**沖委員** そういふのを考えると、国の補助金がどれくらい出ているとか、国が絡んでいけば全員来るじゃないですか。だから、国からちょっとでも出ていけば、目黒区みたいに書けると思うんですよね。

○**岸部会長** これは、目黒区はどのような背景でここまで言われたかというのはちょっと知りたいですね。議会の姿勢というものがどうかということもあると思うけども、結局、最終的には定めるのは議会ですから、議会の姿勢がどこまで。我々もそういったところにどういふふうな啓発ができるかということになってくる。もし広げた形で、市にいる子どもたちということをやったときにね。確かにいわゆる千葉市に寄留している子どもたちということになると思いますので。

過去、千葉市はたしか無戸籍でも義務教育は受け入れていますよね。私も受け入れてもらった経験があるので、当然そういう意識はあると思うんだけど。そのあたり、丁寧な言葉と啓発が必要だと思いますね。ありがとうございます。

児玉委員、どうですか、定義のことと今のことと。

○**児玉委員** 骨子案が2行で終わってしまうのは確かに考えなければいけないというのは、ほかのを見ていると思いました。具体的にというのはちょっと僕、練られてはいないんですが。これはこの2行で終えてしまうのはちょっと、かなと思いますね。

○**岸部会長** 一方で、基本理念のところはすごく丁寧に書いてくださっているんで、定義と基本理念ってどう違うの。

○**宮葉課長** 定義、取りあえずこの「こども」というもの、こども基本条例が定める「こども」については、今ここで案の中で示させていただきますけれども、当然、条例をつくる中ではより細かな、それこそ保護者ですとか、こどもに関する施設とか、その4ページの責務のところですね、市の責務と、あるいは保護者やこどもに関する施設の関係者、事業者、市民の努力というのは記載しようと思っている中で、例えば、「こどもに関する施設」とは、保育所や幼稚園、学校、社会的養護施設など、こどもの育ちや学びに関係する全ての施設を指します。」というふうにありますので、これを定義の部分に落とし込んでもらおう。

○**岸部会長** どこに入れるかということですね、定義なのか、責務なのか、両方なのかということだと思うんですけど。ありがとうございます。

そのほかのことと何かございますか。

○**児玉委員** 基本理念のところは、この「家庭を基本として行われ」、困難な場合に「確保すること」というのはちょっと引っかかったんですけど、いままでに出ているかもしれないんですが、家庭が難しい場合だけこういう確保、家庭だけで養育するという意味にはなかなかならないかと思うんですけど、その辺、文言としてどうなのかなと引っかかる感じなんです。

○**岸部会長** 4ページの2つ目のポツのところですね。「こどもの養育は家庭を基本として行われ」というところですね。このあたりはどうでしょうかね。

○**児玉委員** 幼稚園なり保育園なり全部引く初めての養育のことなんじゃないかなと思ったので、家庭でできない場合に、困難な場合にそういうものが必要なんだみたいな書き方になっているというふうに感じたんですけど、いかがでしょう。

○**岸部会長** このあたり、難しいところですね。

○宮葉課長 基本理念につきましては、事務局の考えのところで示させていただいているんですけど、まずはこども基本法の基本理念がどういう形で定めているのか、もちろん、これに関して様々な御意見があるかと思しますので、そのところもいろいろとお聞きできればと思っております。

○岸部会長 基本法の3条5項に基づいて書かれているということですね。これは非常に難しいことかなと思いますね。子どもを主体に考えたときに、子どもがどう育っていくかという過程を考えたときにどうなんですかね。家庭というものをどう位置づけるか、それから今おっしゃられたように、家庭だけではない子どもという、それは第2次的なものなのか、同等のものなのかという形になってくると思うんだけど。

家庭の責任、これは責務の話になってくるかもしれないけれども、子育てに対する家庭の責任というものが曖昧になっている時代であることは確かだと思いますね。例えば幼稚園なんかで、いやそれおうちじゃないのということが随分と幼稚園に依存されることが増えてきているなと思いますよね。例えばおむつのこととか、お手洗いのこととか、10年前にはここまで施設に依存してなかったなと思うようなことが出てきていることは確かですよ。これをああそういうものだというふうに受け止めていくのか、いやいやもうちょっとパパ・ママ頑張るよというふうに考えるのかというのは微妙なところだなと思っていますね。

これは矢尾板先生、発言していいんでしょう。何か言いたそうなので。

○矢尾板委員 養育の意味ですよ。定義として養育というのをどういう範囲で捉えるかによってこの文章は変わってくると思って、幼稚園とか教育とかそういったことまで含めるといろんな人が関わってきます。まず、「父母その他の保護者が第一義的責任を有する」というところが重要かなと思っていて、例えばお金の負担だとか、育てるということに対しては、まずお父さん・お母さんがしっかり責任を持てるのであれば持っていたきたいし、持てない環境のお子さんたちたくさんいらっしゃるから、そのお子さんは別な形で、やっぱり社会として支えていかなければいけないというのは前提だと思うんですね。その整理なのかなというのは思いました。

養育って誰にされるかなというところがちょっと考えるポイントなのかなと思います。

○沖委員 その養育も、定義を入れたら明確ですよ。

○岸部会長 養育とは何か。

○沖委員 言えるなら。でも、基本的に。

○岸部会長 でも、これは難しい。

○児玉委員 定義に入れるのは難しい部分ですが。

○沖委員 でも、基本条例でやりたいことは、こどもたちの心身、健康で生き生きとしたということと言いたいわけだから、逆に、それを入れないと、言葉を介してコミュニケーションを取る私たち人間としては欠けるんじゃないですかね。養育とは何かとちゃんと一生懸命考えてみて、分かりやすい言葉で言えるなら、みんなが基本的な考えを共有できる。誤解がないということにもなるし、取りあえず衣食住満たされていることは第一条件なんじゃないですか。でも、それだけじゃなくて、ちゃんとあなたのことを見ているのよ、あなたのお話を聞いているわよ、あなたは存在として認めているわよということも含まれれば養育だと思うんですけども。それをきれいな言葉でまとめていただけかな。誤解がない、分かりやすいかなと思いました。

○岸部会長 どこかに養育というものは何かということを入れるということですね。

○沖委員 そう。

○岸部会長 そうするとこういった言い方にはなってくる。

○沖委員 もやもやが少し晴れるかもしれない。

○岸部会長 家庭を基本としてというのは、多少雑談的な言い方ですけども、幼稚園の関係者としてはすごくこの家庭は大事、ここで家庭が基本というのは入れたほうがいいなと思います。

一方で、義務教育という言葉をよく分かっていない保護者が最近多いんですよ。私、卒園の前に必ず言うんだけど、この義務教育の義務って保護者に対する義務ですよ、ということ。子どもは教育を受ける権利を持っていて、教育を受けさせる義務はあなた方が持っているんだと言わないと分からない方がいらっしゃるのね。確かに義務教育って何かと社会科の時間で習ったはずなんだけど、意外とそれが分かっていない人が多くて、どうなっているのと思うことが時々ある。ちょっと雑談的な話だけでも、やはり保護者の責任という部分がすごく曖昧になっているのかなという気は確かにするんですよ。ただそれは気をつけて表現をしないと、またちょっと戦前みたいな家庭教育というような捉われ方をしちゃうと、これまたおかしいことになっちゃうので、やっぱり、民主主義下における家庭教育というものになってくるので、確かに養育とは何かということをごきちん定義づけるってすごく大事ななというふうに思いますね。

松島委員、どうぞ。

○松島委員 今話を本当にそうだなと思っていて、こどもの養育論法というところもあるんですけど、この下の「家庭や子育てに夢を持ち」というところ、何かこども基本法の裏に見える少子化対策とかそういうところに何かちょっと踏み出しているのかなと思って、一番最初に沖委員からあったかと思うんですけど、この条例に千葉市はどうしたいのかという、これから生まれてくる子どもも、今いる子どもというのもすごく大切にしたい、権利をしっかりと保障できるような市でありたいというのがある半面、子どもが育つというのか、子どもが産みやすいものというアピールのほうには行かないようにしてほしいかなと思っていて、やっぱり、若者の目線で子育てって今したいかと言われると、やっぱり難しい、自信がないということがすごく多いと思うんですよ。

このときに、この市は助けてあげるんだよ、どういう人でも寄り添うよという姿勢が基本理念のところの一言葉をすごく選ぶところがあったり、法律に合わせるという難しさはあるかもしれないんですけど——書いていただけるといいのかなというふうに思いました。

あと、責務というところで、市の責務をすごく丁寧に書いてある自治体がある半面、市の責務というところをあまり明確にしていない自治体があるのかなというふうに、御用意いただいた資料で感じたので、市の責務というところはすごく何か施策を行わなければならない、さっきおっしゃったところにつながるかなと。自分たちにしっかりと、自分たちがこれからやらなければならないんだというような、自戒の目を感じるような文言を入れてある市があたりするように、だから、そこに熱意とか市の姿勢というのはより見えてくるのかなと思ったので、これを示していけるとよりよいのかなというふうに思いました。

本日は途中までになって、言い逃げみたいになってしまってますみません。また議事録等を見させていただいて、この次のときには話題に乗り遅れないようにお互いにまた勉強をさせていただきたいなと思います。本日はありがとうございました。これで失礼いたします。

○岸部会長 お疲れさまです。

今のは、やっぱり、これは基本法の3条6項そのままだね。確かに「家庭や子育てに夢を持ち」ということで。

○児玉委員 これは誰が夢を持つんですか。

○岸部会長 主語がないので、確かにそのとおりです。

○児玉委員 ということで今の松島委員の話には合うかもしれないですね。誰がというところが分からないというところが今の話と。

○岸部会長 そうですね。親が持つのか、子どもが持つのか、行政が持つのか、全然違いますよね。行政だったら、子育て家庭に支援をしていくことで夢を持てるような——「夢を持ち」という言葉が大体法律の言葉としてふさわしいのかどうか、基本法で決まっているからあるんだけど、「夢を持ち」ってどういうことなんだろうかという話になってくるんだけど。「子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」、これをどういうふうに次の責務のところで反映していいのかということに、もしこのままの文言を使うんだったらそういうことになってくるのかなと思いますよね。

それが今、松島委員がおっしゃるように、支援とも結び付いているかもしれないし。半分愚痴みたいな話になりますけれども、今、幼稚園はどんどん保育所化してくるという話が出てきていて、確かに今の20代、30代の方たちの給与を見ていると、これは共働きをせざるを得ないなと思いますね。ちょっと言葉を選ばないで言うと。うちの娘はもうじき30歳になりますけれども、これはなかなか家庭を持つというのは大変だろうと思うようなものなので、僕らも若いときそんなにいい給与ではありませんでしたけど、それにしてもなかなか。それから、逆に言うと、僕らの世代は親の世代があって親の支援を受けられるんだけど、今の子どもたちは僕らが親の世代ですから、親のほうで支援できない状態ですからね。松島委員が子育てをしたいと思わないという言い方をしたのはどういう意図かなと思いつつながら、経済的な面でも確かに大変だなと思うのね。だから、夢が持てるような支援とか必要だとちょっと思いますけどね。だけど、そうは言うけども、やっぱり今の家庭は大変だと思いますよ。子ども・子育て支援法というのは1つの支援の仕方だったと思いますけど、幼稚園側はちょっとそれについていけない部分は確かにあると思いますね。雑談ですみません。どうぞ。

○沖委員 私も雑談に尾鰭がついちやっている感じですけど、やっぱり、夢というのは、やめたほうがいい単語ですね。何でかという、10人が全員違う夢を持つわけですよ。要するに10人が全員違う夢イコール理想だと思うんですけど、ああしたい、こうしたいというのもみんな違うわけじゃないですか。それは自助努力も必要なことだし、どこまで助けてもらうかというものもあるし、ちょっと夢は使うのが難しい、曖昧過ぎる単語のように思うんですね。だから、「家庭や子育てに」、この部分がなくてもいい。「子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること」、子育てに喜びはあるじゃないですか。これは多分みんなが持つ。でも、「家庭や子育てに夢を持ち」、どういう夢を持ってほしいのか、これを書いた人に聞きたいけど。

○岸部会長 こども基本法が定められたときにこの言葉は議論にならなかったのかね。

○沖委員 私はこの子に東大に入ってほしいという夢だって逆にあるじゃないですか。それだと、教育毒親みたいになっちゃうから。なので、危ないかなと逆に思うんですね。だから、家庭や子

育てを楽しめる。家で楽しく過ごしたいじゃないですか。子どもが何か1個できるようになってわあ、うれしいとか。だから、楽しく子育てができる支援。毎日食べるものに困らないとか。私、働く片親だったから、もう買い出しに行くのも大変だったんです。でも、生協もあるけど、生協は高いから、だから、余っている食べ物とか今配ってくれるシステムとかママ友がやっていたりするけど、そういう支援、食べ物に困らない支援があれば給料が少なくても食べていける。それは支援の方法であるけど、楽しく子育てができるようにするにはどうしたらいいのか。そのまま書いたほうが。夢はやめたほうが良いと思いました。

○岸部会長 確かに夢というのは。

○沖委員 それはちょっとメルヘン過ぎる。

○岸部会長 法律の用語じゃないものが、文学的な表現がいきなり出てきた気がするね、確かにこれ。どうしたんだろうね。基本法を見ていてもここだけ何か文学的だなと思っていたんだけど。

○沖委員 明るい気持ちにはなりますけどね。でも、現実を考えると、じゃ、具体的にはどうなのということになると、落とし込めない言葉だなというのがあるから。

○岸部会長 なるほど。夢ね。

○沖委員 子どもに押しつけになりそう。

○岸部会長 確かに、子どもが夢を持つんじゃなくて、親の夢を子どもに押しつけるということになるかもしれないね。

○沖委員 そうやって思っちゃいました。

○岸部会長 「家庭や子育てにおいてこどもの夢を共有し」というのはいいかもしれないですね。

○沖委員 それはいいですね。

○岸部会長 だから、さっきの矢尾板先生が言われたように、主語が不明確だということですね。

○沖委員 こどもの夢ならばっちりですよ。

○岸部会長 こどもたちが夢を持てるような、と言うならばいいんだろうね。

○沖委員 いいですね。

○岸部会長 ちょっとそのあたり課題として置いておきましょう。

よろしいですかね。基本理念についてまた改めて御意見があればおっしゃっていただきたいと思います。

責務のところは、これはまだこれからどんどん入れていこうというようなことだと思いますけれども、市の責務と市以外の、要するに公のほうの責務と、公じゃないところについてですよ、市民レベルの責務ということになるとと思いますが、これは具体的に何か今後加えていくわけでしょう。

○宮葉課長 そうです。

○岸部会長 市としてどういう支援をしていくかで、保護者や子ども、施設はどういうことを努力していくかということですよ。これももし何か御意見があればですけども。

子どもに関する施設ってどういうイメージで責務ということを考えられるか。場を提供するという意味なんですかね。さっき何か、きぼーるなんかも入るんじゃないかと。もちろんそうですね。あそこは子育て支援館なんかもありますから。

国民の努力というのが基本法にあって、「国民は、基本理念にのっとり、こども施策について

関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。」。基本法ではそれだけしか書いてない。かえって具体的にしないことでこれは一つのあれを持っているのかもしれないですね。あまり具体的にしすぎちゃうと、義務化しちゃうと今度かえって恐ろしいことになってしまうんですね。だから、基本理念にのっとりながら子育てに夢を持てるようにみんなで協力しましょうよとか、この法律上でいえば基本法では夢は残っていますから、そういうことを言っているんだろうと思いますけど。

第4条のところに、「国は、前条の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」。

5条、ここは大事になってくる。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」。だから、こどもプランなんかはこれに入るんでしょうかね。

○宮葉課長 別にこども大綱というのがこの後示されることになっていきますので、それに基づいて、こども計画みたいなものを都道府県等については策定する義務があると、努力義務ですけれども、そういう形になりますので。現在、千葉市にはこどもプランというのがありますので、それを軸にしつつ、新たな要素を加えながら、いろんなものを総合的に決める必要があるというふうに考えております。

○岸部会長 これは、さっき言いましたように、その区域内における子どもということは、住民登録とは言ってないものね。これはポイントだと思います。そこにいる子どもということでしょう。寄留している子どもも含まれるということだよ。そこに登録されると書いていないから。

事業主の努力というのは第6条で、「事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」。これは基本条例でも事業者というのがあるので、これはこのまま使われるだろうと思いますけれども。

第7条で、さっきの国民の努力というのがある。これが今度は市民の努力ということになるんだと思うんだけど、「国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに」、関心と理解を深めるとともに、まあそのとおりだと思うが、「国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。」。どう協力していくかどう理解していくか、それをどういうような表現にしていくのかということですね。

基本理念に則りというんですから、やっぱり、この基本理念をきちんと明確にしておく必要があるだろうと、基本理念をきちんとしておかないと、責務のところがよく分からなくなってくるだろうと思いますね。

逆に言うと、きぼ一るみたいなところを整備するとか、公園を整備していくというのも、公共団体だったらそういうことになるだろうし、国民であればそういうところで子どもらに遊べる環境をきちんと保護していく。長野市の公園問題は、騒音問題がどういうふうになっていくかという話になるんだよね。逆に言うと、ああいった保育園の子どもたちが公園で騒ぐのがうるさいということに対して、それを今度は子どもたちの側が守るほうになっていく可能性はありますね。

周知啓発は、基本法では年次報告という形で示されていますが、他市では、これは記念日の制

定などがされている感じ。「広く市民の理解を深めるための周知啓発」、これは川崎市は、「広報、学習等への支援」も書いてありますが、これは千葉市は、例えば学習などの支援は、今、子どもルームじゃなくて、全ての子どもが行く放課後子ども教室、あれを整備していくなんていうのは一つの。

- 宮葉課長 放課後子ども教室と子どもルームを併せたようなアフタースクール事業。
- 岸部会長 そうですね、アフタースクール事業なんかはこれに関わってくる、周知というよりは行動になってくると思うけど。あと塾なんかで使えるバウチャー制度もありますね。
- 宮葉課長 対象は特定されていないので、ひとり親家庭ですとか貧困家庭に対するものなんですかけれども、一部そういった事業もやっています。
- 岸部会長 あれなんかもっと周知するといいなと思いますけれども。
- 沖委員 そのバウチャー制度というのはいつからやっているんですか。
- 宮葉課長 3年ぐらい前からですかね。
- 沖委員 15年ぐらい前にやっておいてほしかったです。みんなもらえるんですか。
- 宮葉課長 そうですね、1人のお子さんに対して、1月1万円もらえるというか、塾などに通える費用を助成する制度です。
- 沖委員 送り迎えは。
- 宮葉課長 送り迎えまでは入っていないと思います。
- 沖委員 例えば、働く片親は、子どもの習い事なんてできないわけですよ。お金を払ってくれても、学校からそこに連れていく足がなければ、使ってもいいよと言われても使えないです。そうすると、せつかくあっても駄目ということに。苦しい思いをたくさんしました。
- 岸部会長 そういう声があると、そこまで手が伸びたかもしれないですね、やり方について。
- 沖委員 1人で通わせるとさらわれちゃうじゃないですか。

すみません、ちょっと戻っていいですか。責務で、地域住民等の責務、市民の努力のことなんですけど、うちの町内会で4年ぶりに夏祭りをしたんですよ。そうしたら、近隣の地区からも連れの家がいっぱい来てくれたんですよ。今、私、相模原市を見ているんですけど、相模原市の地域住民等の責務のところ、すごい理想的なことがいっぱい書かれていて、「地域住民とは、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。」、一体今のこの町内会のないような場所で、こんな協力を得られる団体があるかどうか。うちの町内会はすごく顔が見える温かい町内会で、道で挨拶ができるような、そんなところなんですけど、砂粒みたいな、隣に誰が住んでいるか分からないみたいなところがあるわけじゃないですか。そういうところにこれを求められるのかどうか。「地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努める」とか、その下、「地域の活動に参加できる機会の確保に努める」、もうみんな高齢者でこっちが助けてもらいたいと言っているぐらいなところに、果たしてそういう努力を責務として求められるのか、気持ちはそういうふうにあってほしいし、ちょっと大人同士のつながりも希薄なところに、何か起爆剤になるようなものも備えないと、言うだけじゃこれは実現できないかなと。うちの町内会ではできるとは思いますけど、そういうところばかりじゃないから。何か言葉だけじゃない具体的な、こうするといいですよみたいなものを

何かどこか別なところでも提案できたほうが現実的かなというのはあるんですよね。言うだけなら簡単だから。やるのは大変なんですよね。お祭りの準備なんかでも、みんな一生懸命やっていたので。

○**児玉委員** 地域というものの状況ですね。

○**沖委員** そうです。市民の努力、国民の努力、理想を書くのはいいんだけど、果たして現実がどれくらいを引きつけるかというのは見ておかないと、おじいちゃん、おばあちゃんに、あの子走って追っかけてなんて言えないしという。

○**岸部会長** これはどういうイメージなんだろうね。地域住民、昔のたばこ屋のおばあちゃんのイメージなんですかね。地域というものが確立されなくなりつつある中で、この地域住民ということ言うってどういうふうになるか……。

○**沖委員** そう。もうちょっと丁寧に。

○**岸部会長** 千葉駅の周辺、今度マンションが乱立したときに、そういうところで地域住民というのは、隣近所の付き合いが成立するのだろうか。どうなんだろうね。

私なんか、今度、本町小の児童数が倍増すると言って本町小の学校評議委員会では右往左往していますよね。新しく住む人たちが入ってくるとどうなるんだろうと言って。今までは新しい人が入ってきてほしいねという期待があったけど、今度マンションがいっぱいできて新しい人が入ってくるとどうなるんだろうと。今までと言っていることが違うぞと思いつつ聞いていたけど、でも、現実にはそうなんだろうなと思うね。そうしたときに、そういった人たちが子どもたちにどういう責務を、一体あの子はどこの子というのが増えてくるだろうなと思いますね。

○**沖委員** でも、ここで事務局の考えのところで、「社会全体で子どもを支援する機運の醸成を図る」となっているのはすごくいいことだと思うんですよね。

○**岸部会長** これはこのまま入れればいいんじゃないですか。保護者、子どもに関する責務、あるいは市民の努力という意味では、社会全体で子どもを支援する機運をとというような。

○**沖委員** そうそう。

○**岸部会長** むしろ具体的なことを期待するよりも、機運を高めていくという。なかなか難しいよね。これも学校評議委員会を出ていたんだけど、子どもたちが挨拶しないという話が出ていて、知らない人について行っちゃいけないということで、だから、本町あたりも昔の村社会という怒られるけど、そういった雰囲気はなくなりつつあって、やっぱり知らないおじさんになってきているんだねという話になるんだけど。だから、やっぱり社会全体で子どもたちを支援する機運を醸成するというのは大変だろうなと思うわけですね。子どもたちが大人に対して安心していけるという社会構造をつくっていくというのは。何となく学校も、幼稚園もそうだけれども、セキュリティ重視になっていっちゃって、地域との関係が希薄になってくることは残念なことだよ。

これは確かにいい言葉ですね。「社会全体で子どもを支援する機運の醸成を図る」というのは。これは市だけじゃなくて、社会全体で努力していくべき事柄だと思うんですよね。これはいい言葉だ。

いかがでしょうか。ここは少し意見交換をいたしますか。一応、6時まで時間を取っているので、まだ時間はありますので。

これは部会は今日だけじゃなくて、また何回かやる可能性はありますよね。ですから、ここで煮詰まっちゃったらもう1回宿題にして戻すことも可能ですね。

○**沖委員** すみません、質問ですけど、前文は誰が書くんですか。

○**宮葉課長** それは事務局で考えて、全体会議の中でまたお示ししていきます。

○**岸部会長** 原案は事務局が出してくださる。

○**沖委員** 楽しみです。その中で1つ思ったんですけど、子どものことを価値という言葉を使って表現している自治体があって、これはいくつかあるんですが、価値って値段が決められるものじゃないですか、値にするということで。やっぱり、人間とか子どもとか、私たちも、値段をつけられない貴重なものという意識のほうがいいと思うので、価値という言葉は使わないでいただければと思います。「かけがえのない存在」とか。結構いろんな自治体で価値と書いているので。

○**岸部会長** 川崎市でも使っているんだね。

○**沖委員** そうなんですよ。

○**岸部会長** 価値という言葉、もともとどこかに出ているのかな。

○**沖委員** かもしれないですね。新潟市がすごく何か優しい文章なんです。前文とかも。

○**岸部会長** 「子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き」、今を健やかに豊かに生きた上で未来を担う仲間という。これは一番最初の未来を担うというところ、今はどうのこのという話が上がったことで、だから、前文でフォローするということもできるんだよね。条文ではある程度、さっきの夢じゃないけど、法的な言葉だから、ある冷静さを持った言葉だと思うので、むしろ前文でうまくそのあたりをフォローしていくということは大事かもしれないね。

「子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において」、これはとても分かりいいですね。

○**沖委員** あと、地球人として育みたいなことを書いてある自治体があって、前文、すごくよかったんですよ。どこだったかな。後で見つけておきます。

○**岸部会長** 前文のことは要望としては出していただいていると思いますが、守備範囲としては総則のところに行くということで。

一応、総則のところ、大体一つ一つ、目的、定義、基本理念という順で見てまいりました。またこの会議を繰り返すということになると思いますが、今日の時点でこれ以上の御意見は出ないようでしたら、一旦、事務局にお戻ししたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

一応、今日の意見交換としてはここまでということにさせていただいて、では、事務局にお返ししたいと思います。

○**宮葉課長** ありがとうございます。

本日の御意見につきましてはまた事務局のほうで整理をいたしまして、皆様と共有をさせていただき、次の会でまた御意見等をお伺いできればと思っています。

2回目の総則検討部会につきましては、また改めて日程調整等をさせていただければと思います。9月にシンポジウム等がございますので、10月、11月に全体会議の場を予定しておる中で日程調整をしていくため、時期的に早くても10月以降という形になろうかと思っています。また御連絡させていただきたいと思います。

○岸部会長 それでは、全体として委員のほうから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、御質問、御意見がないようですので、以上で終了となります。こういった意見交換はすごく重要で、きちんと意見を交わすことがよいものをつくっていく一つのキーワードになると思います。議事録がまとまると我々ももう1回フィードバックできると思いますので、それに期待していきたいと思います。

○安藤主査 以上をもちまして、令和5年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は、お忙しい中御出席をいただき誠にありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。